＊　　　　　　　　　　　　における

防火管理に係る消防計画

【共同住宅賃貸・統括防火管理用】

　　　　　　　　＊　　　　　年　　月　　日作成

１　目的と適用範囲

１　目　的

　　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、＊　　　　　　　　　　の防火管理についての防火管理上必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲等

　⑴　この計画による管理権原の及ぶ範囲は、＊　　　　　　　　　　における共同住宅等の用に供する部分とする。

⑵　この計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

　ア　管理権原者及び防火管理者

　イ　前ア以外の者で、＊　　　　　　　　　　に居住し、出入りするすべての者

　ウ　上記２⑴に示す管理権原の及ぶ範囲の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者（※）

２　防火管理者の業務

　防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

１　消防本部への報告及び連絡

２　居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼びかけ

３　建物、消防用設備等の自主検査の実施及び報告（別表１－１、別表１－２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検査事項 | 検査実施日 | 検査実施者 | その他必要事項 |
| 別表１－１ | ＊おおむね　　　月、　　　月 | ＊ | ※ |
| 別表１－２ | ＊おおむね　　　月、　　　月 | ＊ | ※ |

４　共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の点検及び維持管理

５　居住者に対する消防訓練参加の呼びかけ

６　消防本部から配布された広報紙の回覧及び管理

７　共用室・共用部分の火気の使用又は取扱いに関する監督

８　防火管理者は、消防法施行令第３２条に基づき消防用設備等に特例が適用されている場合、特例適用条件の適否についても点検等に合わせて確認するものとする。（※）

３　居住者が行う防火管理対策

　居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

１　住戸内における火気管理

２　住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理

３　バルコニーにおける避難障害となる物件の除去

４　階段・通路等の共用部分における燃えやすい物品及び避難障害となる物件の除去

５　消防用設備等の周囲における使用障害となる物件の除去

６　特例基準が適用されている場合、特例条件の維持管理 （※）

⑴　 二方向避難の確保（避難器具の維持管理、ベランダ、バルコニーなどに物を置かない等。）

⑵　共用部分に面する各住戸の開口部の維持管理

⑶　住戸用・共同住宅用自動火災報知設備の維持管理

４　統括防火管理者への報告

防火管理者は、次に掲げる事項に該当する場合は、その内容について統括防火管理者に対し報告を行う。

１　防火管理者に選任又は解任されたとき

２　消防計画を作成又は変更するとき

３　消防用設備等の法定点検を実施するとき

４　建物等の定期検査を実施するとき

５　防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき

６　火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

７　内装の改修又は改築等を行うとき

８　消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

９　消防計画に定めた訓練を実施するとき

10　防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき

11　消防機関が行う検査等に立会うとき

12　統括防火管理者から指示された事項を実施したとき

13　自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）装置を設置するとき（※）

14　その他火災予防上必要な事項

５　火災が発生した場合の行動

１　火災を発生させた者又は火災を発見した者は、大声で他の居住者に知らせる。

２　119番通報は、火災を発生させた者又は火災を発見した者が協力して行う。

３　初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。

４　玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。

５　避難する場合は、エレベーターを使用しない。（※）

６　地震対策

１　震災に備えての事前計画

⑴　防火管理者は建物及び消防用設備等の点検及び維持管理を行い、居住者は住戸内の火気管理、避難障害となる物品の除去等を行う。

⑵　防火管理者は、建築物や工作物、設備等の安全を確保するため、耐震診断、耐震改修等を行い、倒壊、落下、損壊を防止する。

⑶　防火管理者は、ＬＰガス容器、石油給湯器用タンク等の転倒の防止を図る。（※）

⑷　居住者は、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品や燃えやすい物品を置かない。

⑸　居住者は、階段・通路等の共有部分に避難障害となる物品等を放置しないことを徹底する。

⑹　居住者は、地震時の対応方法等の防災訓練・防災教育を「７　教育・訓練」に準じて実施する。

⑺　居住者は、警戒宣言が発令された場合は、正確な情報を収集し、火気使用設備器具の使用を中止する。

２　震災時の活動計画

⑴　地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。

⑵　緊急地震速報を見聞きしたときは、周囲の人に知らせるとともに、身の安全を確保する。

⑶　地震の揺れがおさまった後は、火気使用設備器具を確認し、出火防止に努めるとともに、火災を発見した場合は、居住者で協力し合い、通報・初期消火を実施する。

⑷　危険物、高圧ガス等が流出又は漏えいした場合は、緊急措置を行い、流出及び拡散の防止を図る。（※）

⑸　救助を必要とする者が発生した場合、居住者で協力し合い、初期救助・救護を実施する。

⑹　居住者は、地震後の被害状況を確認するとともに、ラジオや防災機関から情報を収集する。

⑺　居住者は、地震の二次災害による危険が予想される場合は、適切に避難を実施する。

避難場所　：　春日井市の指定避難所である＊　　　　　　小学校

⑻　防火管理者は、震災時に、「むやみに移動を開始しない」ことを徹底する。

７　教育・訓練

１　防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。

２　居住者は、町内会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加する

３　防火管理者は、居住者に対して消火器を用いた消火訓練を積極的に参加するよう呼びかける。

４　その他

⑴　訓練は毎年＊　　　月頃に実施する。

⑵　防火管理者は居住者に対して、避難経路、火災等災害発生時の対応行動等を記載したパンフレットを各室へ備え付けたり、避難経路図等を広報板に明示するなどして周知徹底を図る。

８　消防用設備等の点検及び報告

１　消防用設備等は、下表に定めるとおり点検設備業者等に委託して行うものとし、防火管理者はその結果を受け、＊　　　年に１回は春日井市消防長に報告する。

|  |  |
| --- | --- |
| 設　備　名 | ＊　消火器、非常警報設備、自動火災報知設備、誘導灯、共同住宅用非常警報、住戸用自動火災報知備、共同住宅用自動火災報知設備、連結送水管、非常用コンセント※　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　　　 |
| 機器点検 | ＊　おおむね　　　　　　　　月　、　　　　　　月 |
| 総合点検 | ＊　おおむね　　　　　　　　　　　　　　　　　月 |
| 点検実施者名（点検業者名） | ＊ |

２　その他

⑴　防火管理者が、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果報告書などを整理して常時管理する。

⑵　建物、階段、消防用設備等・特殊消防用設備等の施設・設備等の維持管理については、管理権原者が行い、自主点検結果等は防火管理者が管理する。

９　その他防火管理上必要な事項

１　建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には、防火管理者が別途、安全対策を樹立する。

２　放火防止対策

⑴　建物内外の整理整頓を行う。

⑵　共用部分等には、燃えやすい物品を置かない。

10　防火管理業務の委託等　　[　該当　非該当　]（※）

１　委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下、「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

２　受託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

３　防火管理業務の一部委託状況

別表２「防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

11　避難経路図の掲出

　避難経路にあっては、別図「避難経路図」のとおりとし、エントランスなど見やすい場所に掲示し、居住者に周知する。

12　附　則

　＊　この計画は、　　　　　年　　月　　日から施行する。

＊印は、当該防火対象物の実情について記入する。

※印は、当該防火対象物の実情に応じて該当する場合にのみ記入し、該当しない場合には二重線などで消去する。

別表１－１

自主検査表（定期）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 確認結果 |
| 建物構造 | ⑴　柱・はり・壁・床コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑵　天井仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。 |  |
| ⑶　窓枠・サッシ・ガラス窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑷　外壁・ひさし・パラペット貼石・タイル・モルタル等の仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。 |  |
| 避難施設 | ⑴　避難通路①　避難通路の幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる物品等を置いていないか。 |  |
| ⑵　階段　　階段室に物品が置かれていないか。 |  |
| ⑶　避難階の避難口①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 |  |
| ③　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴　厨房設備①　可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ③　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ⑵　ガスストーブ、石油ストーブ①　自動消火装置は適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | 電気器具①　コードに亀裂、老化、損傷はないか。 |  |
| ②　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ③　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| その他 |  |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 |  | 検査実施者氏名 | 検査実施日 |  | 防火管理者確認 |
|  |  |  |  |  |

（備考）　検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合はを付する。

なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

別表１－２

自主検査表（消防用設備等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（住戸用・共同住宅用含む）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（共同住宅用含む）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 非　常　放　送　設　備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | ※防火管理者確認 |
|  |  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別表２

防火管理業務の一部委託状況表

　　年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名（法人の場合、その名称） |  |
| 再受託者の有無 | □無　　　　　　　　□一部有　　　　　　　□全部 |
| 防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号） |  |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方法 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 | □同左□同左□同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　 | □同左 |
| □火災 | □地震 | □その他(　　) | □同左 | □同左 | □同左 |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他（ | □救出・応急救護　　　) | □同左□同左 | □同左□同左 | □同左 |
| □自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　） | □同左□その他（　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 | □同左□同左□同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災　　　　□地震　　　　　□その他(　　　) | □同左　　　□同左　　　　　□同左 |
| □初期消火　　□避難誘導　　　□救出・応急救護□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | □同左　　　□同左　　　□同左□同左　　　□同左 |
| □自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　） | □同左□その他（　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | □同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災 | □地震 | □その他(　　) | □同左 | □同左 | □同左 |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他(　　　 | □救出・応急救護　　) | □同左□同左 | □同左□同左 | □同左 |
| □　その他（　　　　　　　　） | * その他（　　　　　　　　　　）
 |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |  |
| 到着所要時間 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |

（備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

　　　　防火管理業務の委託を行う場合には、「防火管理業務の委託に関する契約書」等の契約内容が分かる書類の写しを添付すること。

別図

避難経路図

**消防計画作成チェック表（共同住宅賃貸用）**

□統括防火管理義務対象物　[　該当・非該当　]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 必要項目 | 作成チェック | ※備考 |
| １ | 目的と適用範囲 | ○ |  |  |
| ２ | 防火管理者の業務 | ○ |  |  |
| ３ | 居住者が行う防火管理対策 | ○ |  |  |
| ４ | 統括防火管理者への報告 | ○ |  |  |
| ５ | 火災が発生した場合の行動 | ○ |  |  |
| ６ | 地震対策 | ○ |  |  |
| ７ | 教育・訓練 | ○ |  |  |
| ８ | 消防用設備等の点検及び報告 | ○ |  |  |
| ９ | その他防火管理上必要な事項 | ○ |  |  |
| 10 | 防火管理業務の委託等　「該当・非該当」 | ○ |  |  |
| 11 | 避難経路図の掲出 | ○ |  |  |
| 12 | 附　則 | ○ |  |  |
| 別表１－１ | 自主検査表（定期） | ○ |  |  |
| 別表１－２ | 自主検査表（消防用設備等） | ○ |  |  |
| 別表２ | 防火管理業務の一部委託状況表 | △ |  |  |
| 別図 | 避難経路図 | ○ |  |  |

（備考）１　○印は、消防法第８条第１項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目、△印は、当該共同住宅等の実情に応じて該当する場合に記入すること。

　　　　２　作成チェックは、消防計画の作成者が、当該共同住宅等の防火に係る消防計画を作成するにあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「　レ　」印でチェックする。

　　　　３　[　該当・非該当　]の欄は、どちらかを○で囲む。